

事業名	県立射撃場費		
細事業名	山梨県射撃場協会負担金	財務コード	009305
担当部課室	教育委員会	スポーツ健康 課	スポーツ企画 担当 (内線) 8409

事業の概要

実施期間	始期 年度 ~ 終期 年度
実施主体	補助(山梨県射撃場協会)
事業の目的	だれ(何)を対象に 山梨県立八代射撃場の管理者
	その対象をどのような状態にして 鉄砲、火薬類の効果的な危害防止活動の推進と自主保安体制が確立されている
結果、何に結びつけるのか	射撃場の適正な管理運営
事業の内容 主にH26年度	<p>山梨県射撃場協会(以下「協会」と表記)は、山梨県公安委員会指定射撃場の設置者、管理者及び実務責任者である計19団体を会員とし、各会員の連絡協調や危害予防の指導等に努め、鉄砲、火薬類の効果的な危害防止活動の推進と、自主保安体制の確立及び親睦を図ることを目的とする団体である。</p> <p>射撃場の安全かつ適正な管理運営のためには、同協会を通じて法改正の状況や安全管理に関する最新の情報を取得することが最も効率的である。</p> <p>そのため、引き続き安全な施設運営を可能とするため、同協会の運営に必要な会費を負担している。</p>
根拠法令等	山梨県射撃場協会会則、山梨県射撃場協会会費規程

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標						活動指標
定期総会への出席回数	1回	1回	1回	1回	1回	目標設定の考え方 協会が発信する安全に関する情報の収集を行うため、総会への出席回数とした。
活動指標達成率(実績値/目標値)		100.0 %				データの出典等 予算見積書、定期総会資料
成果指標						成果指標
成果指標達成率(実績値/目標値)			%			目標設定の考え方 データの出典等
決算額又は予算額(千円)	30		30	30	30	成果指標によらない成果 指定管理者が総会や広報で得た、法令改正や事故事例の最新情報を射撃場利用者への指導に役立てており、安全な射撃場の管理運営に寄与している。
うち一財額	30		30	30	30	
所要時間(直接分)	1 時間		1 時間	1 時間	1 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	1 時間		1 時間	1 時間	1 時間	
人件費コスト単位:千円(@2,048円×所要時間)	2		2	2	2	

これまでの事業の見直し・改善状況

--

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H26年度活動指標の達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H26年度成果指標の達成率		協会では、銃の所持に関する法令の改正状況及び使用・保管の取扱いについて、総会で情報提供を行うほか、会報を発行し、周知を図っている。指定管理者は、総会や広報から得た最新の情報に基づき利用者への安全指導を行い、安全な施設運営が可能となっている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
有	協会を構成する会員は、「山梨県公安委員会指定射撃場の設置者、管理者及び実務責任者」であるため、射撃場の設置者である県が必ずしも負担しなければならないものではない。 また、同協会を通じて得ることが可能な情報の大部分は射撃場の管理上必要な知識であることから、設置者である県のみならず実務を行う指定管理者が会費を一部負担することについて、次期指定管理者更新時(平成30年度)に検討する。	m

・「以外の判断項目」の欄  
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託  
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: 7Qの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	会費について、設置者である県のみならず実務を行う指定管理者が会費の一部を負担することについて、次期指定管理者更新時(平成30年度)に検討する。 現在の指定管理業務は選定時に示した募集要項や運営基準、指定管理者との協議に基づき行っており、指定管理者に負担が生じる変更を委託期間内(平成26～平成30年度)に行うことは適切でなく、次回選定時に協議する内容であるため、平成28年度の対応としては現行どおりとする。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること  
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること